

千葉県立保健医療大学 YouTube 運営要領

令和 2(2020)年 6 月 5 日制定

令和 4(2022)年 4 月 1 日改定

1. 情報発信の目的

千葉県立保健医療大学の広報に関する情報を発信する。

2. アカウントの取得

- ・広報委員会で管理・運用するアドレス cpuhs.public.information@gmail.com により取得
- ・アカウント名:千葉県立保健医療大学

3. 管理・運営

(1) 運営責任者

- ・運営責任者は、学長とする。

(2) 管理責任者

- ・管理責任者は、広報委員長とする。

(3) 管理担当者

- ・広報委員長は、適正な管理・運営のため、管理担当者を広報委員会委員から複数名指定する。

(4) 情報の発信・更新・訂正・削除

- ・情報の発信・更新・訂正・削除は、学内決裁を受け、管理担当者が行う。

(5) 閲覧状況の把握および報告

- ・管理担当者は、閲覧状況などを把握し、適宜、広報委員会で報告する。

4. 発信に対する基本的な考え方

(1) 発信内容

- ・千葉県立保健医療大学の広報に資する内容

(2) 発信を行うことができる者

- ・管理担当者

(3) 発信

- ・動画は正確で客観的な情報に基づく、簡潔明瞭な表現を使用する。

(4) 発信時の注意事項

- ・一度発信したものは、回収できないことを念頭に、慎重な発信を心がける。
- ・発信内容に不適切な表現がある場合には、管理担当者が広報委員会の審議を経て削除する。

(5) 誤情報発信後の処理

- ・即座に削除し、正しい情報を発信する。ただし、発信後ある程度の経過時間がある場合には、謝罪及び訂正を行い、改めて正しい情報を発信する。

(6) その他

・チャンネルの管理・運営にあたっては、千葉県情報セキュリティ基本方針および千葉県情報セキュリティ対策基準、個人情報取り扱い基準、その他関係法規に従う。

5. 禁止事項

以下の内容など、公立大学が発信するにふさわしくない情報の発信は行わない。

- ・公序良俗に反する事
- ・政治的、宗教的発言
- ・特定企業の商品、会社などに関する商業的行為

6. 緊急時の対応

・システム障害および情報セキュリティ事故等の不測の事態が生じた場合、発見者は速やかに広報委員長に通報する。広報委員長は学長に報告し、指示を受けて迅速に対応する。

7. 外部からの問い合わせ

- ・外部からの問い合わせについては、管理担当者が広報委員長と相談の上、対応する。
- ・対応した内容は広報委員会で報告する。

8. その他

- (1) 運営に関する権限は、学長の承認を受ける必要がある場合を除き、広報委員長が有する。
- (2) この要領に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、学長と協議して決定する。

附則

この要領は、令和 2(2020)年 6 月 5 日から施行する

この要領は、令和 4(2022)年 4 月 1 日から適用します。